

J R 東海 労申第 3 3 号

2 0 2 2 年 6 月 3 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

西組合員に対する関西サービック京都事業所への  
再出向発令撤回を求める緊急申し入れ

6月2日にJ R 東海会社は、西組合員に対して面談を行い、エムティーへの出向解除し、6月16日より関西サービック京都事業所への再出向先会社として、辞令を発した。西組合員は1月よりエムティーへの強制出向でも、出向に同意していない。J R 東海会社に「エムティーへの出向には同意していない。早く元職場に帰せ」と自らの意思を明確にしていた。そして、エムティーからJ R 東海会社へも再三の出向解除要請された。それにもかかわらず、J R 東海会社はいたずらに出向解除を引き延ばし続けた。ついに5月27日に西組合員に対してエムティーへの出向解除を通知した。

しかし、6月2日にJ R 東海会社は、西組合員に対して明らかに通勤事情の悪化を招く、関西サービック京都事業所への再出向先会社として発令を行った。この再出向発令は到底認められない。従って、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

西組合員への関西サービック京都事業所への再出向辞令を直ちに撤回し、元職場のJ R 東海大阪第一運輸所の乗務員として復職させること。

以 上